

平成28年度

概要版 平成28年度
福岡市ひとり親家庭実態調査結果

平成29年3月
発行／福岡市子ども未来局子ども部子ども家庭課
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
電話 092-711-4238
FAX 092-733-5534
メール k-katei.CB@city.fukuoka.lg.jp
ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/>

目次

I. 調査の概要	1
II. 調査結果の概要	4
1. 世帯数と子どもの数の動向	4
2. 世帯の状況	6
3. ひとり親家庭になった当時の状況	8
4. 仕事の状況	13
5. 住宅の状況	17
6. 生計の状況	18
7. 健康状態	19
8. 子どもの状況	20
9. 生活状況	22
10. 行政機関に対する要望	25

I. 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、福岡市内におけるひとり親家庭（「母子家庭」「父子家庭」）の日常生活の状況などを把握し、今後の福祉施策の充実に資するための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の方法、手順

(1) 調査対象世帯

住民基本台帳上の世帯構成から「母子家庭」「父子家庭」と推測される世帯とした。

(2) 配布数

母子家庭	2,600世帯		
父子家庭	1,400世帯	合計	4,000世帯

(3) 標本抽出方法

住民基本台帳上の世帯構成から「母子家庭」「父子家庭」と推測される世帯を無作為に抽出した。

(4) 調査票の配布、回収

調査票の配布、回収ともに郵送法とした。

(5) 主な調査項目

主な調査項目は次の通りとした。

① 母子家庭

世帯の状況、母子家庭になった当時の状況、養育費の状況、面会交流の状況、職業の状況、住宅の状況、生計の状況、健康の状態、子どもの状況、生活状況、福祉施策等の周知と今後の利用希望及び市への要望等

② 父子家庭

世帯の状況、父子家庭になった当時の状況、養育費の状況、面会交流の状況、職業の状況、住宅の状況、生計の状況、健康の状態、子どもの状況、生活状況、福祉施策等の周知と今後の利用希望及び市への要望等

(6) 調査基準日と調査期間

平成28年11月1日を基準日として、平成28年10月21日から11月15日までに調査票の配布・回収を行った。

3. 実施主体、調査実施機関

実施主体：福岡市こども未来局こども部こども家庭課

調査実施機関：西日本新聞社 お客さまセンター 調査・マーケティンググループ

4. 調査票の回収結果

母子家庭は配布数2,600票に対し、1,385票の回収が得られ、このうち該当世帯でかつ調査完了の調査票は1,141票であり、有効回収率は43.9%となっている。

父子家庭は配布数1,400票に対し、659票の回収が得られ、このうち該当世帯でかつ調査完了の調査票は561票であり、有効回収率は40.1%となっている。

図表I-1 調査票の回収結果（母子家庭、父子家庭）

	実数（票）		構成比（%）	
	母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭
配布	2,600	1,400	100.0	100.0
回収	1,385	659	53.3	47.1
該当世帯	1,148	562	44.2	40.1
調査完了	1,141	561	43.9	40.1
記入不完全	7	1	0.3	0.1
非該当世帯	237	97	9.1	6.9
宛先不明	9	7	0.3	0.5
未回収	1,206	734	46.4	52.4

5. 調査結果による母子家庭及び父子家庭の世帯数と出現率の推計

調査結果から推計される母子家庭の世帯数は20,377世帯、父子家庭の世帯数は2,304世帯となり、総世帯数に対する割合（出現率）は母子家庭が2.61%、父子家庭が0.30%となっている。

図表I-2 調査結果による母子家庭及び父子家庭の世帯数と出現率の推計

	総世帯数	世帯数（世帯）		出現率（%）	
		母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭
計	779,910	20,377	2,304	2.61	0.30
東区	145,353	4,303	509	2.96	0.35
博多区	143,107	2,977	344	2.08	0.24
中央区	118,033	2,196	237	1.86	0.20
南区	121,992	3,392	366	2.78	0.30
城南区	65,203	1,663	177	2.55	0.27
早良区	96,214	3,118	337	3.24	0.35
西区	90,008	2,728	334	3.03	0.37

※総世帯数は、平成28年11月1日現在の推計世帯数による。（市統計調査課）

※出現率は、市で推計された母子家庭、父子家庭の想定世帯数をもとに、調査回収結果から推計したものである。

6. 集計結果利用上の注意

- 集計・分析の対象とした標本数は「母子家庭」が1,141、「父子家庭」が561となっている。
- 集計結果は原則として標本数を基数にした百分比（%）で表示している。それ以外のときはそれぞれ単位を明記している。
- 端数処理をしていないので、推計値、構成比などの表面上の計が若干合わないことがある。
- 「-」は調査項目にあるが該当する数値のないもの、「…」または「*」は調査項目にないもの、または数値不詳のもの、「0.0」は単位未満のものを示している。
- 設問によっては前問で特定の回答をした一部の回答者のみに対して行った設問もある。この場合の回答者は設問回答の該当者のみである。
- 図中に示す「N」は、比率算出上の基数となる標本数を示している。
- 文中の選択肢の表記は「 」で行い、選択肢のうち、二つ以上のものを合計して表す場合は『 』とした。

7. 調査対象世帯の定義

（1）母子家庭

夫と死別または離婚し、現在も婚姻（事実婚を含む）をしていない方で、20歳未満の子どもを扶養している家庭。また、母子以外に同居家族があっても、下記の要件を満たせば母子家庭としている。

- 夫の生死が明らかでない方
- 夫から遺棄されている方
- 夫が海外にあるためその扶養を受けることができない方
- 夫が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない方
- 婚姻によらないで母となった方で現に婚姻をしていない方

（2）父子家庭

妻と死別または離婚し、現在も婚姻（事実婚を含む）をしていない方で、20歳未満の子どもを扶養している家庭。また、父子以外に同居家族があっても、下記の要件を満たせば父子家庭としている。

- 妻の生死が明らかでない方
- 妻から遺棄されている方
- 妻が海外にあるためその扶養を受けることができない方
- 妻が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない方
- 婚姻によらないで父となった方で現に婚姻をしていない方

1. 世帯数と子どもの数の動向

(1) 世帯数の動向

福岡市の平成28年11月1日の母子家庭、父子家庭の世帯数は、母子家庭が20,377世帯、父子家庭が2,304世帯と推計され、ひとり親家庭として合わせて22,681世帯であると推計される。

総世帯数に占める割合（出現率）は、母子家庭が2.61%、父子家庭が0.30%であり、合わせて2.91%となっている。

平成23年調査（以下、前回調査という）と比較すると、母子家庭は407世帯増加し、父子家庭は473世帯減少している。

図表Ⅱ-1 母子家庭、父子家庭等の世帯数と出現率（推計）

	総計		母子家庭		父子家庭		養育者家庭	
	世帯数	出現率 (%)	世帯数	出現率 (%)	世帯数	出現率 (%)	世帯数	出現率 (%)
平成28年	22,681	2.91	20,377	2.61	2,304	0.30
平成23年	22,747	3.15	19,970	2.77	2,777	0.39
平成18年	21,332	3.22	18,760	2.83	2,572	0.39
平成13年	20,840	3.41	17,212	2.81	2,905	0.48	723	0.12
平成8年	17,690	3.18	14,910	2.69	2,530	0.45	250	0.04
平成23年からの増減数(世帯)	-66	-	407	-	-473	-
平成23年からの増減率(%)	-0.3	-	2.0	-	-17.0	-

※総世帯数は、平成28年11月1日現在の推計世帯数による。(市統計調査課)
 ※出現率は、市で推計された母子家庭、父子家庭の想定世帯数をもとに、調査回収結果から推計したものである。

(2) 原因別世帯数の動向

原因別の世帯数をみると、母子家庭は離婚などの「生別」によるものが18,895世帯と推計され、母子家庭の92.7%を占めている。「死別」は1,089世帯(5.3%)と推計される。

平成8年以降の推移をみると、「生別」が理由である世帯の割合は増加傾向を示している。

父子家庭でも離婚などの「生別」が1,716世帯と推計され74.5%を占めているものの、母子家庭に比べて「死別」(526世帯、22.8%)の割合が高い。

図表Ⅱ-2 母子家庭、父子家庭の原因別世帯数(推計)

	母子家庭				父子家庭			
	総数	死別	生別	不明	総数	死別	生別	不明
平成28年(構成比)	20,377(100.0)	1,089(5.3)	18,895(92.7)	393(1.9)	2,304(100.0)	526(22.8)	1,716(74.5)	62(2.7)
平成23年(構成比)	19,970(100.0)	1,605(8.0)	18,282(91.5)	83(0.4)	2,777(100.0)	630(22.7)	2,122(76.4)	25(0.9)
平成18年(構成比)	18,760(100.0)	1,764(9.4)	16,976(90.5)	20(0.1)	2,572(100.0)	609(23.7)	1,963(76.3)	-
平成13年(構成比)	17,212(100.0)	2,068(12.0)	15,117(87.8)	27(0.2)	2,905(100.0)	730(25.1)	2,142(73.7)	33(1.2)
平成8年(構成比)	14,910(100.0)	2,210(14.9)	12,550(84.2)	150(1.0)	2,530(100.0)	670(26.6)	1,820(71.9)	40(1.5)
平成23年からの増減数(世帯)	407	-516	613	310	-473	-104	-406	37
平成23年からの増減率(%)	2.0	-32.1	3.4	373.5	-17.0	-16.5	-19.1	148.0

(3) 子どもの数

母子家庭、父子家庭の20歳未満の子どもの数は、母子家庭が30,000人、父子家庭が3,300人で、合わせて33,300人と推計される。

就学状況別にみると、母子家庭、父子家庭のいずれも、子どもの年齢とともに出現率も上昇しており、最も出現率が高いのは母子家庭における義務教育終了後の子どもの出現率(16.84%)である。

図表Ⅱ-3 母子家庭、父子家庭の子どもの数と出現率(推計)

	総計		母子家庭		父子家庭	
	人員(人)	出現率(%)	人員(人)	出現率(%)	人員(人)	出現率(%)
計	33,300	12.01	30,000	10.82	3,300	1.19
未就学児	5,090	5.27	4,870	5.05	220	0.23
小学生	9,210	11.45	8,410	10.46	800	0.99
中学生	7,290	18.20	6,580	16.43	710	1.77
義務教育終了後の子ども	11,710	19.45	10,140	16.84	1,570	2.61

※出現率算定の基礎となる児童・生徒数は、平成28年5月1日現在。(市教育委員会)
 ※児童・生徒数以外の子どもの数は、平成28年5月1日現在の推計人口。(県調査統計課)

2. 世帯の状況

(1) 母親、父親の年齢

母子家庭の母親の年齢は「40～44歳」が28.3%と最も高く、次いで「45～49歳」が22.9%、「35～39歳」が16.5%、「50～54歳」が10.3%となっている。

父子家庭の父親の年齢は「45～49歳」が24.8%と最も高く、次いで「40～44歳」が20.9%、「50～54歳」が18.2%、「35～39歳」が11.6%となっている。

図表Ⅱ-4 母親、父親の年齢

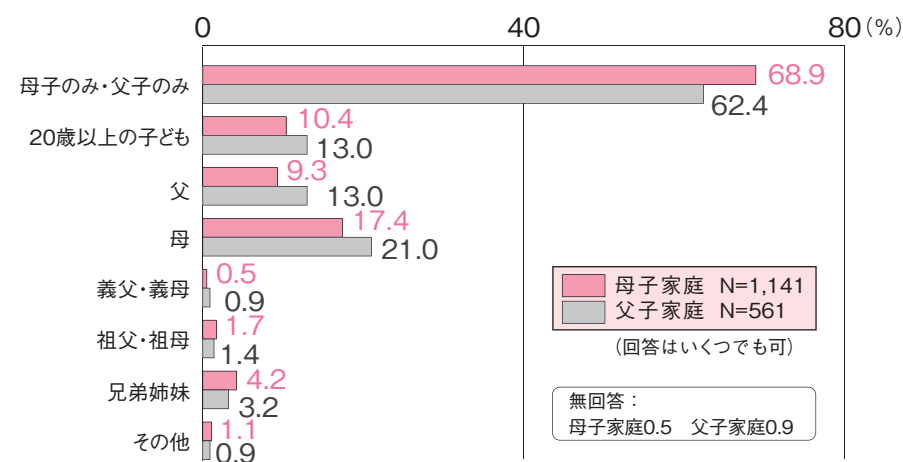
	標本数	年齢										無回答
		19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上	
母子家庭	1,141	0.1	1.9	5.3	10.0	16.5	28.3	22.9	10.3	3.7	0.5	0.5
父子家庭	561	—	—	1.2	6.8	11.6	20.9	24.8	18.2	9.6	6.2	0.7

(2) 同居家族

母親と20歳未満の子どものみの母子家庭は68.9%であり、他に同居家族のいる母子家庭は30.6%となっている。同居家族は「母(子どもからは祖母)」が17.4%、「20歳以上の子ども」が10.4%、「父(子どもからは祖父)」が9.3%となっている。

これに対して、父親と20歳未満の子どものみの父子家庭は62.4%、他に同居家族のいる父子家庭は36.7%であり、母子家庭と比べて同居家族のいる割合が高い。同居家族は、「母(子どもからは祖母)」が21.0%と最も高く、「20歳以上の子ども」と「父(子どもからは祖父)」が同率13.0%で続いている。

図表Ⅱ-5 20歳未満の子ども以外の同居家族 (複数回答)



母子家庭及び父子家庭になった原因別では、死別、離婚、その他の生別のいずれも、母子家庭では「母子のみ」の割合が高くなっている。父子家庭でも「父子のみ」が最も高いが、離婚の場合、「父(子どもからは祖父)」や「母(子どもからは祖母)」と同居する割合が母子家庭に比べて高くなっている。

図表Ⅱ-6 原因別にみた20歳未満の子ども以外の同居家族 (複数回答)

原因別	標本数	同居家族の種類 (%)								
		母子のみ・父子のみ	20歳以上の子ども	父	母	義父・義母	祖父・祖母	兄弟姉妹	その他	無回答
母子家庭	1,141	68.9	10.4	9.3	17.4	0.5	1.7	4.2	1.1	0.5
原因別	死別	61	70.5	16.4	8.2	9.8	4.9	—	—	3.3
	離婚	918	69.9	10.9	8.7	16.4	0.3	1.7	3.8	0.8
	その他の生別	143	60.8	4.2	14.7	27.3	—	2.1	9.1	2.8
	無回答	19	73.7	15.8	—	10.5	—	—	—	—
父子家庭	561	62.4	13.0	13.0	21.0	0.9	1.4	3.2	0.9	0.9
原因別	死別	128	64.1	20.3	7.8	10.9	1.6	—	0.8	0.8
	離婚	398	61.8	10.8	15.1	24.6	0.8	1.8	3.5	0.8
	その他の生別	21	66.7	9.5	9.5	14.3	—	4.8	4.8	—
	無回答	14	57.1	14.3	7.1	21.4	—	—	14.3	—

(3) 世帯人員

世帯人員は、母子家庭は「3人」の38.6%が最も高く、次いで「2人」が38.2%で続き、平均世帯人員は3.0人である。

父子家庭は「2人」の36.9%が最も高く、次いで「3人」の34.9%と続いているが、「4人」の割合は母子家庭よりも高い。平均世帯人員は母子家庭と同じく3.0人となっている。

図表Ⅱ-7 世帯人員

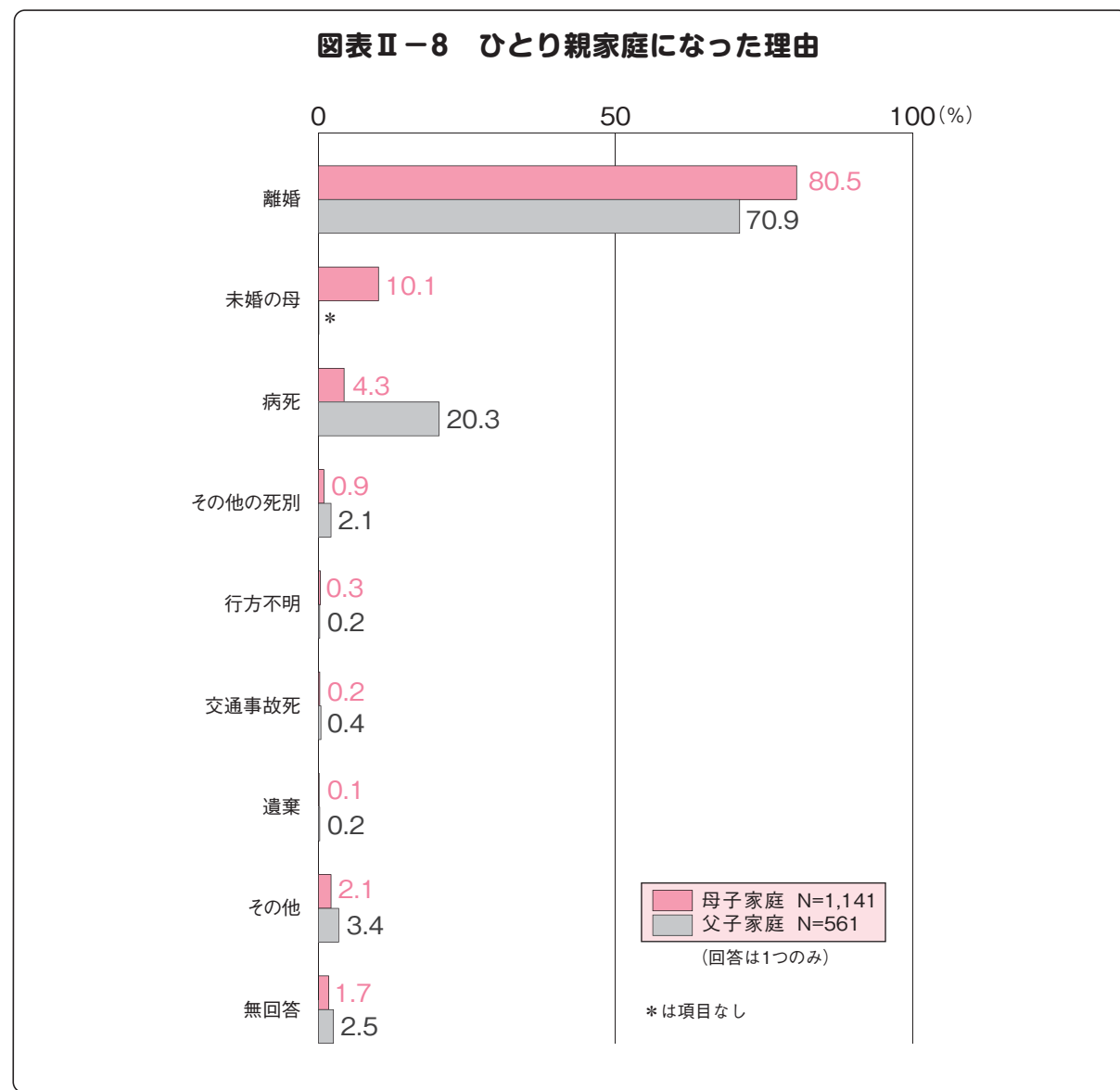
	標本数	世帯人員							無回答	平均(人)
		2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上		
母子家庭	1,141	38.2	38.6	14.2	5.9	1.8	0.4	0.3	0.7	3.0
父子家庭	561	36.9	34.9	18.4	6.4	1.8	0.5	0.2	0.9	3.0

3. ひとり親家庭になった当時の状況

(1) ひとり親家庭になった理由

母子家庭になった理由は、「離婚」が80.5%と最も高く、『離婚以外の生別』の12.6%と合わせて『生別』が93.1%を占めており、「病死」「交通事故死」「その他の死別」を合わせた『死別』は5.4%となっている。

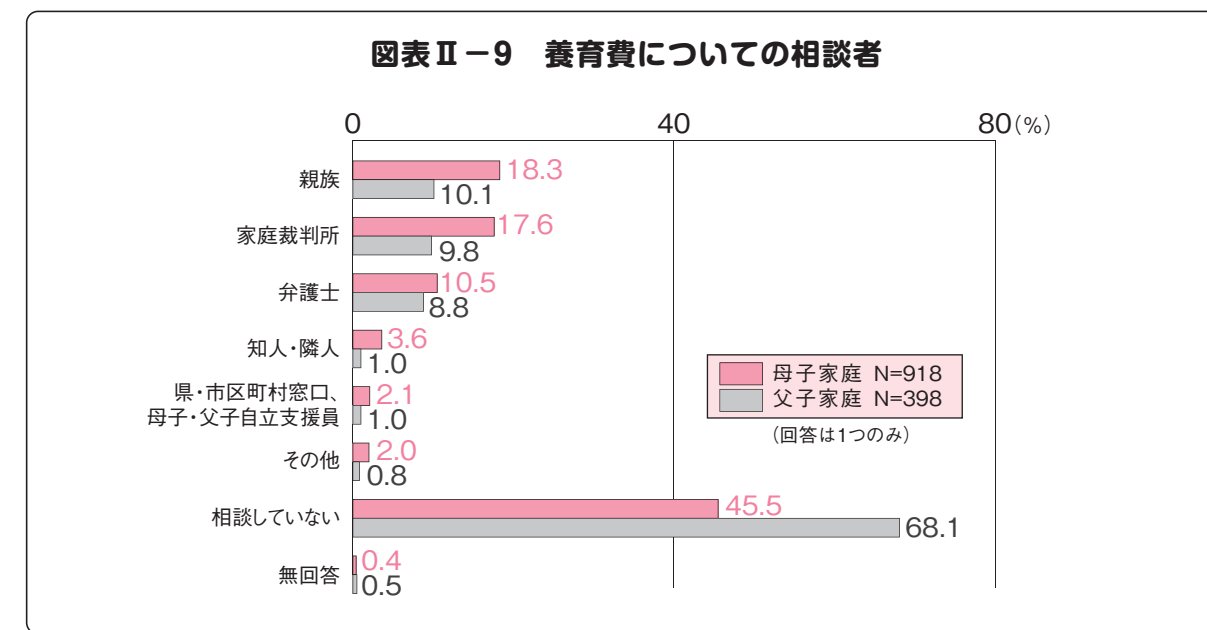
父子家庭の場合も、「離婚」70.9%と『離婚以外の生別』の3.8%を合わせた『生別』の割合が74.7%と高くなっている。「病死」「交通事故死」「その他の死別」を合わせた『死別』は22.8%と母子家庭に比べて高くなっている。特に「病死」の割合が母子家庭では4.3%であるのに対して、父子家庭では20.3%となっている。



(2) 離婚した相手との子どもの養育費の取り決め、養育費の受給状況

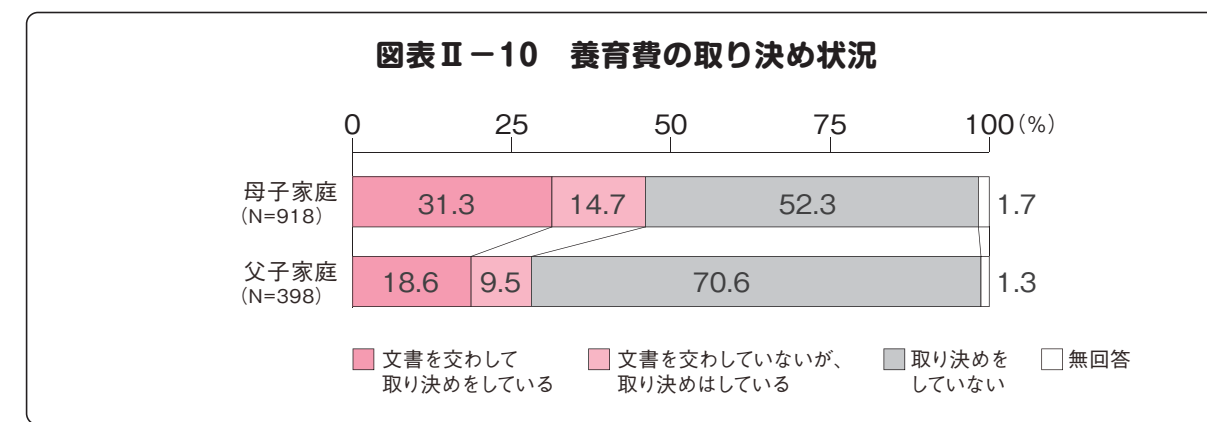
(ア) 養育費についての相談者

離婚した相手との子どもの養育費のことで相談した相手は、母子家庭、父子家庭ともに「親族」(母子家庭18.3%、父子家庭10.1%)、「家庭裁判所」(母子家庭17.6%、父子家庭9.8%)の順となっているが、一方で、「相談していない」は母子家庭で45.5%、父子家庭で68.1%と高くなっている。



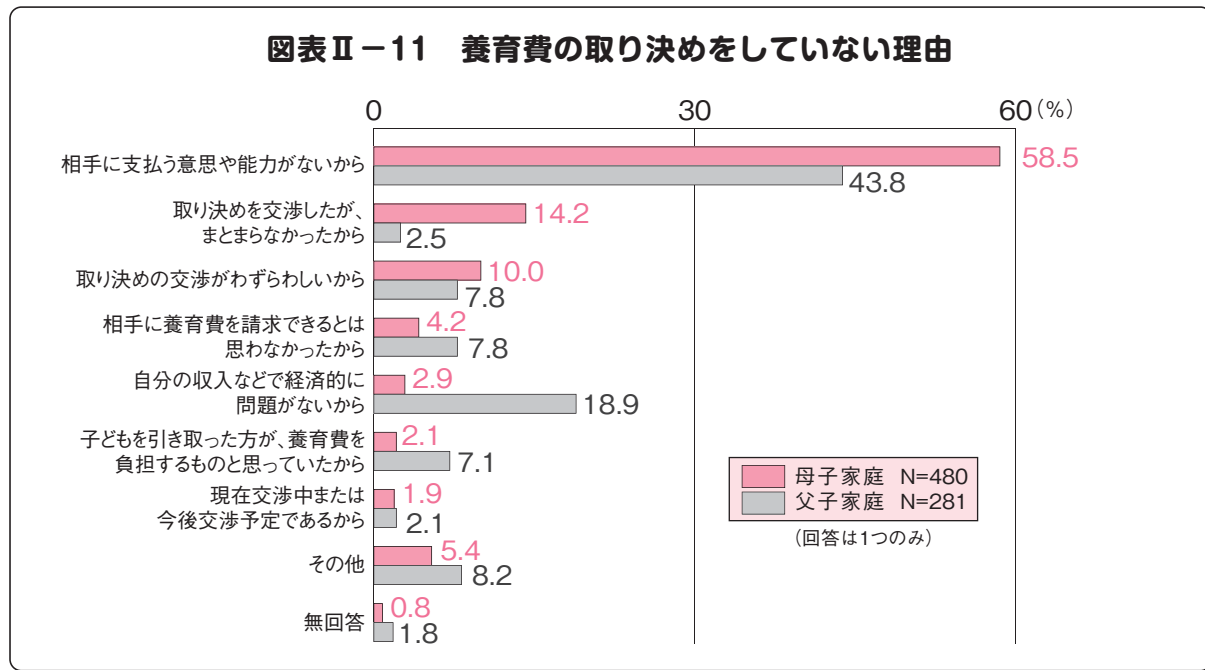
(イ) 養育費の取り決め

離婚した相手と養育費について「文書を交わして取り決めをしている」は母子家庭では31.3%、父子家庭では18.6%、「文書を交わしていないが、取り決めはしている」は母子家庭では14.7%、父子家庭では9.5%となっており、『取り決めをしている』は母子家庭で46.0%、父子家庭では28.1%となっている。



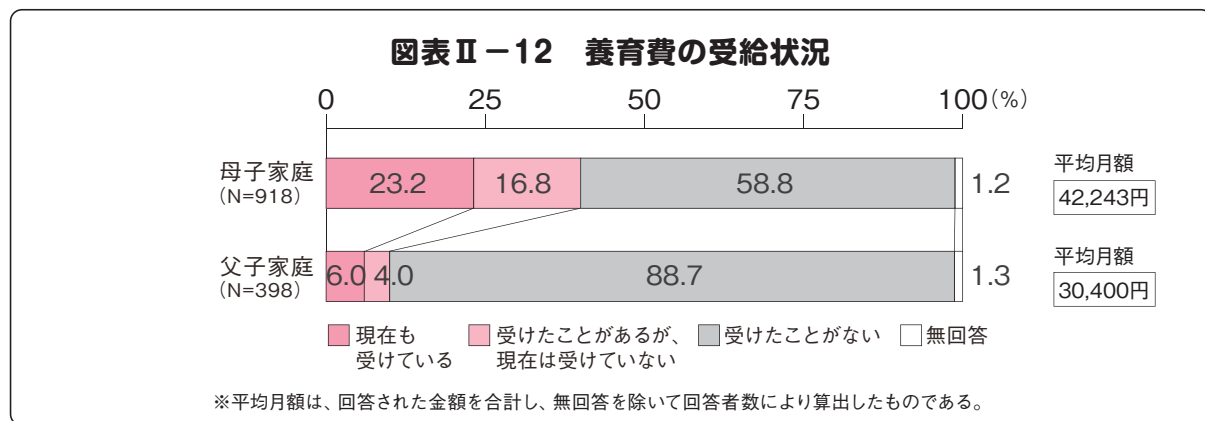
(ウ) 養育費の取り決めをしていない理由

養育費の取り決めをしていない理由としては、母子家庭では「相手に支払う意思や能力がないから」が58.5%と最も高く、次いで「取り決めを交渉したが、まとまらなかったから」が14.2%となっている。父子家庭でも「相手に支払う意思や能力がないから」が43.8%と最も高いが、次いで「自分の収入などで経済的に問題がないから」が18.9%で続いている。



(エ) 養育費の受給状況

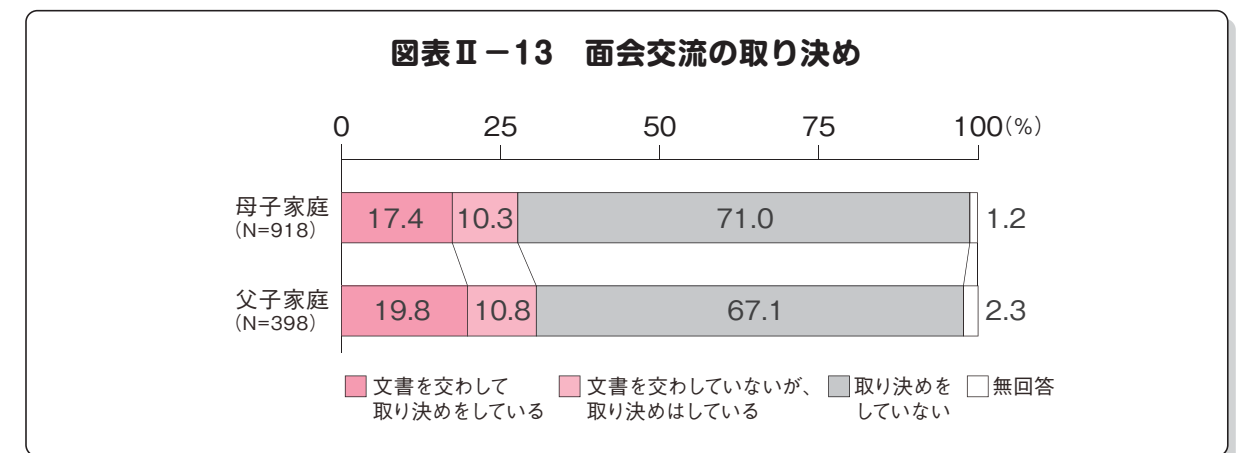
養育費の受給状況は、「現在も受けている」が母子家庭では23.2%、父子家庭では6.0%、「受けたことがあるが、現在は受けていない」が母子家庭では16.8%、父子家庭では4.0%となっている。「受けたことがない」は母子家庭で58.8%、父子家庭で88.7%となっている。また、養育費の平均月額を算出すると母子家庭では42,243円、父子家庭では30,400円となり、母子家庭のほうが11,843円高くなっている。



(3) 面会交流の取り決め、面会交流の実施状況

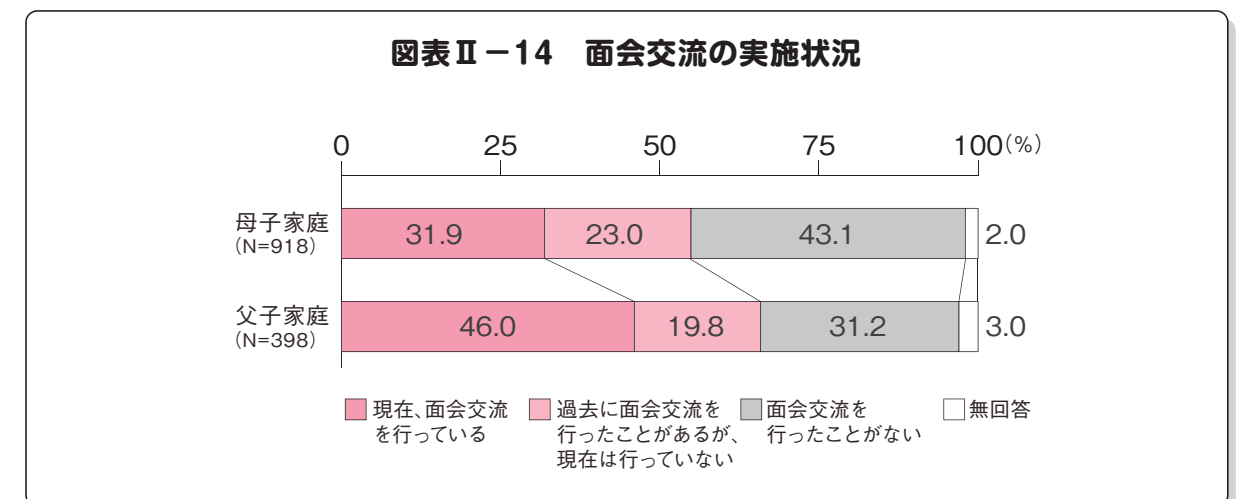
(ア) 面会交流の取り決め

離婚した相手との子どもの面会交流の取り決めについて、「文書を交わして取り決めをしている」は母子家庭では17.4%、父子家庭では19.8%となっている。「文書を交わしていないが取り決めはしている」と合わせた『取り決めをしている』は、母子家庭で27.7%、父子家庭で30.6%となっている。



(イ) 面会交流の実施状況

面会交流の実施状況について、「現在、面会交流を行っている」が母子家庭で31.9%、父子家庭では46.0%となっている。これに「過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない」を合わせた面会交流の経験は、母子家庭54.9%、父子家庭65.8%となっている。

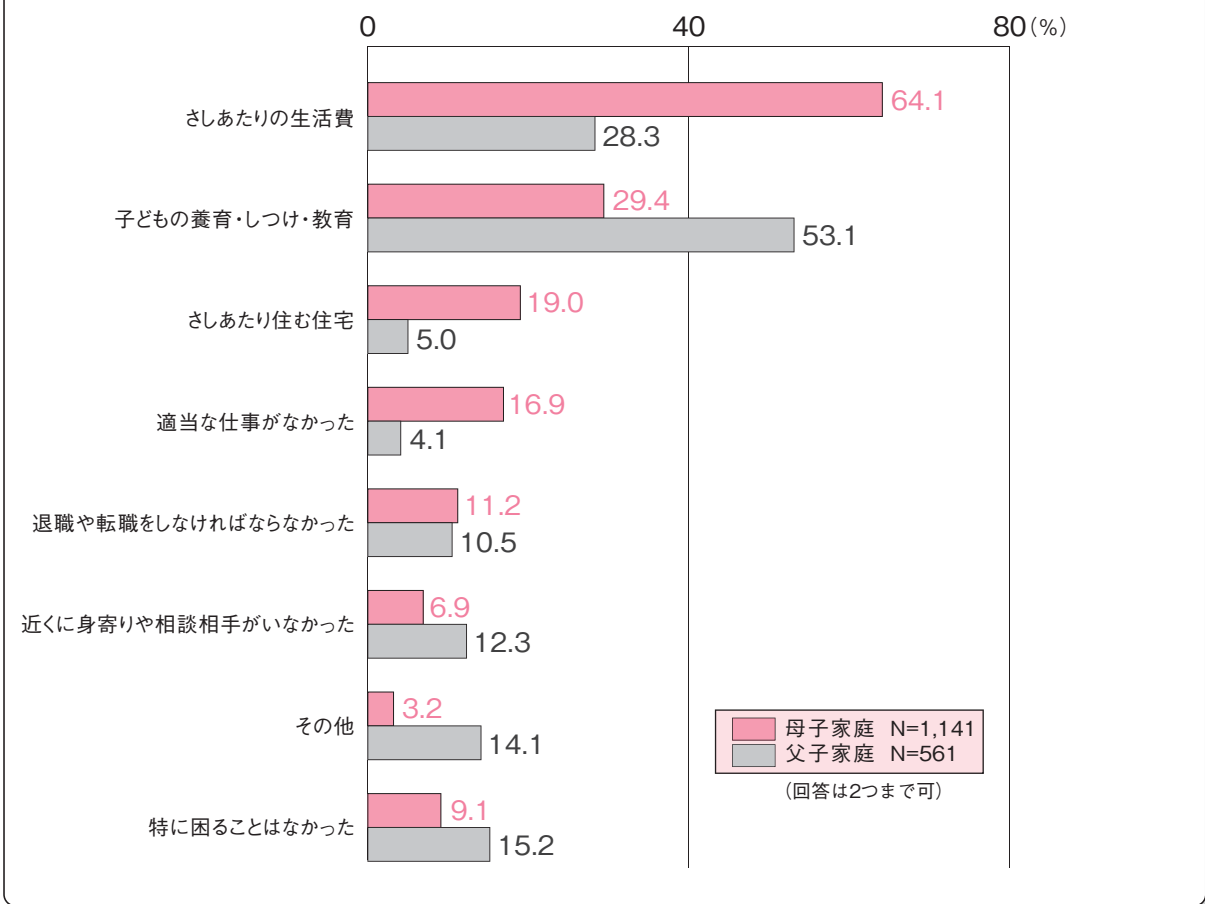


(4)ひとり親家庭になった当時、困ったこと

母子家庭及び父子家庭になった当時困ったことは、母子家庭では「さしあたりの生活費」が64.1%と最も高く、次いで「子どもの養育・しつけ・教育」が29.4%、「さしあたり住む住宅」が19.0%で続いている。

父子家庭では「子どもの養育・しつけ・教育」が53.1%で最も高く、次いで「さしあたりの生活費」が28.3%、「特に困ることはなかった」が15.2%で続いている。

図表Ⅱ-15 ひとり親家庭になった当時、困ったこと（複数回答）



4. 仕事の状況

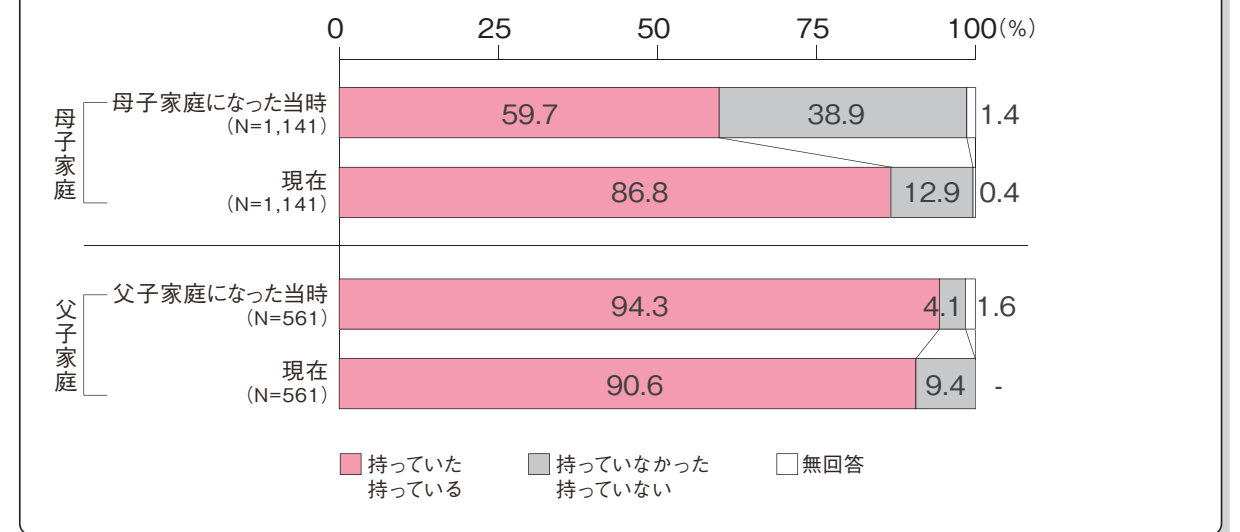
(1)仕事の有無と就業形態

(ア) ひとり親家庭になった当時と現在の仕事の有無

母子家庭、父子家庭になった当時仕事を持っていた人の割合は、母子家庭の母親で59.7%、父子家庭の父親で94.3%となっている。現在の有業率（仕事を持つ人の割合）は、母子家庭の母親で86.8%、父子家庭の父親で90.6%となっている。

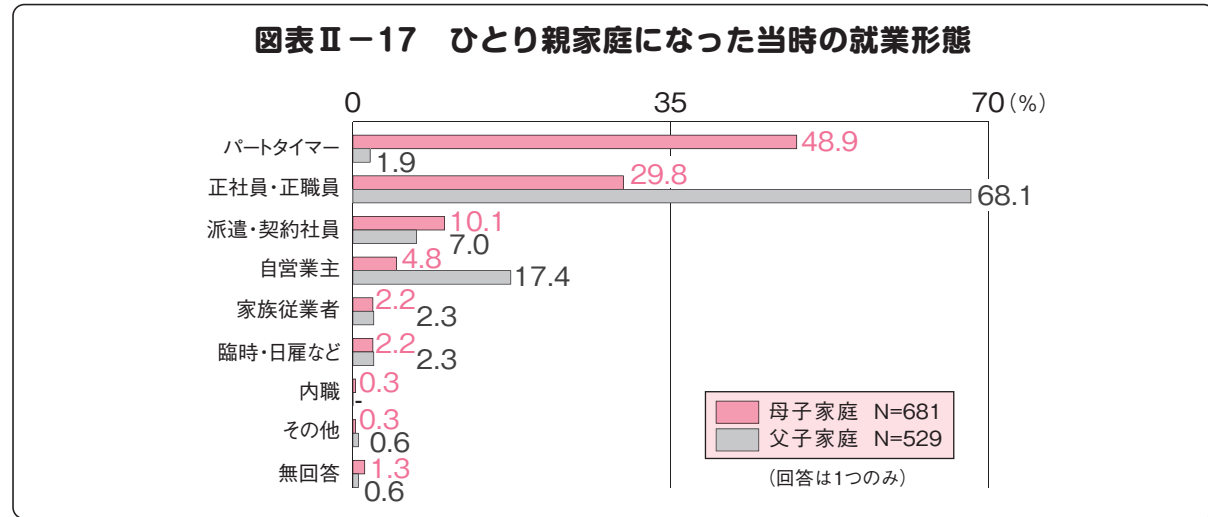
母子家庭の母親は、母子家庭になってから仕事を持つ人の割合が高くなっている。

図表Ⅱ-16 ひとり親家庭になった当時と現在の仕事の有無



(イ) ひとり親家庭になった当時の就業形態

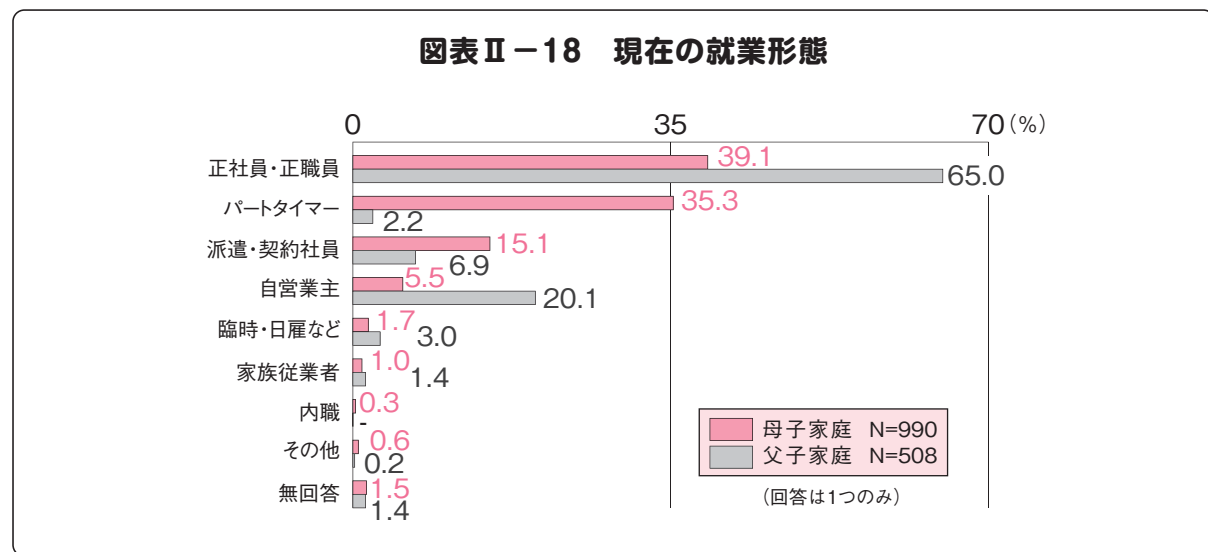
母子家庭、父子家庭になった当時仕事を持っていた人の就業形態は、母子家庭の母親では「パートタイマー」が48.9%で最も高く、次いで「正社員・正職員」が29.8%となっている。父子家庭の父親では「正社員・正職員」が68.1%で最も高く、「自営業主」が17.4%となっている。



(ウ) 現在の就業形態

現在、仕事を持っている人の就業形態は、母子家庭の母親では「正社員・正職員」が39.1%で最も高く、次いで「パートタイマー」(35.3%)、「派遣・契約社員」(15.1%)が続いている。父子家庭の父親では「正社員・正職員」が65.0%で最も高く、次いで「自営業主」が20.1%となっている。

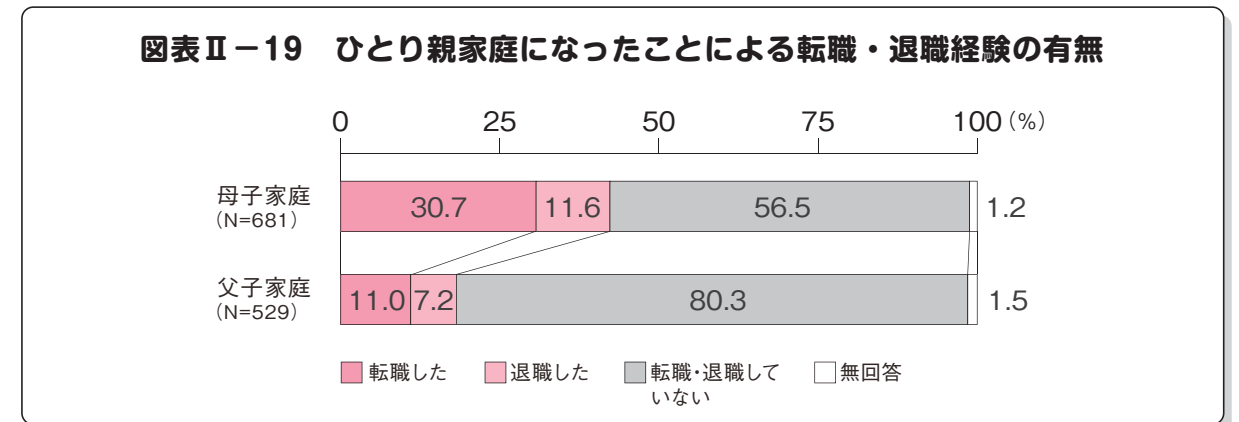
ひとり親家庭になった当時と現在の就業形態を比較してみると、母子家庭の母親で「パートタイマー」が13.6ポイント減少し、「正社員・正職員」が9.3ポイント増加している。父子家庭の父親では「正社員・正職員」が3.1ポイント減少している。



(2) 転職・退職の有無と理由

(ア) 転職・退職の有無

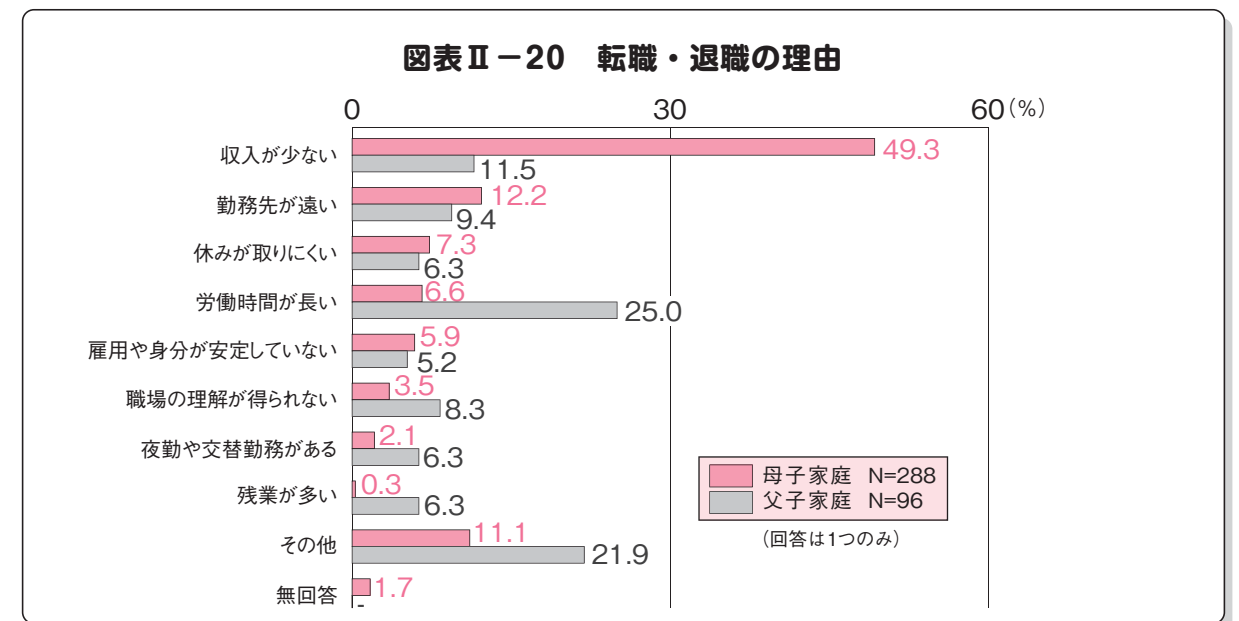
母子家庭、父子家庭になったことによる転職・退職の経験を見ると、母子家庭の母親では「転職した」が30.7%、「退職した」も11.6%あり、転職または退職を経験している割合が4割を超えている。父子家庭の父親では「転職した」が11.0%、「退職した」が7.2%で、転職や退職を経験している割合は18.2%となり、母子家庭の母親に比べて少ない。



(イ) 転職・退職の理由

母子家庭、父子家庭になったことによる転職または退職の理由は、母子家庭の母親では「収入が少ない」が49.3%で最も高く、次いで「勤務先が遠い」が12.2%となっている。

父子家庭の父親では「労働時間が長い」(25.0%)が最も高く、次いで「収入が少ない」(11.5%)「勤務先が遠い」(9.4%)が続いている。



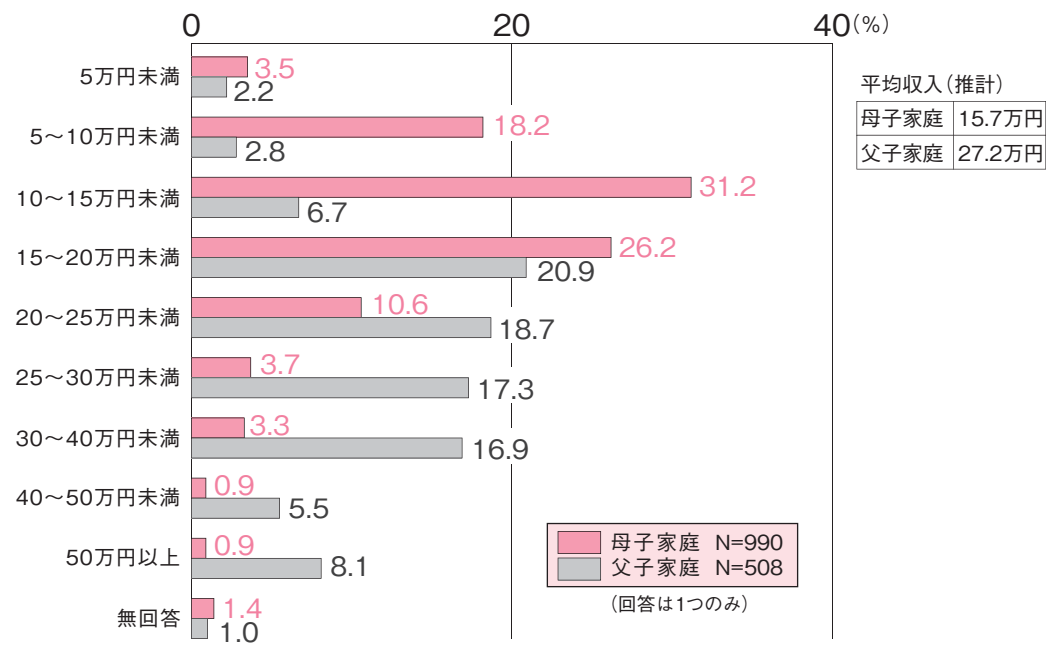
(3) 仕事による収入(手取り額)

仕事による1か月あたりの収入(手取り額;ボーナスなどは除く)は、母子家庭の母親では「10～15万円未満」(31.2%)が最も多く、以下「15～20万円未満」(26.2%)、「5～10万円未満」(18.2%)となっており、1か月あたりの平均手取り収入は15.7万円(前回調査14.6万円)と推計される。

父子家庭の父親では「15～20万円未満」(20.9%)が最も多く、以下「20～25万円未満」(18.7%)、「25～30万円未満」(17.3%)となっており、1か月あたりの平均手取り収入は27.2万円(前回調査25.6万円)と推計される。

前回調査に比べて母子家庭、父子家庭ともに平均手取り収入は増加しているが、母子家庭と父子家庭では11.5万円(前回調査11万円)の差がみられる。

図表Ⅱ-21 仕事による1か月の収入(手取り額)



※平均収入(推計)は「5万円未満」は2.5万円、「5～10万円未満」は7.5万円など、それぞれ中間値をとり、「50万円以上」は60万円とし、無回答を除いた標本数で算出した。

5. 住宅の状況

現在の住居形態は、母子家庭では「民間借家・アパートなど」(46.0%)が最も高く、以下「県営住宅・市営住宅」(17.1%)、「家族名義の持ち家」(16.6%)、「自分名義の持ち家」(11.2%)と続いている。父子家庭では「自分名義の持ち家」が32.3%、「家族名義の持ち家」が17.5%と(自分や家族を含めて)持ち家に住んでいる人が49.7%を占めている。「民間借家・アパートなど」は30.1%となっている。

母子家庭となった原因が「死別」の人では『持ち家』が62.3%、「民間借家・アパートなど」が23.0%、「県営住宅・市営住宅」「社宅・寮・官舎・公舎」が同率3.3%となっているが、「離婚」の人では「民間借家・アパートなど」が47.9%、『持ち家』が25.3%、「県営住宅・市営住宅」が18.1%となっている。父子家庭の場合、「死別」の人と「離婚」の人との間に母子家庭ほどの大きな差はみられない。

図表Ⅱ-22 住居形態

原因別	標本数	持ち家				親せきなどの家に同居	県営住宅・市営住宅	UR(旧公団)・ 公社の賃貸住宅	民間借家・アパートなど	社宅・寮・官舎・公舎	母子生活支援施設 (旧母子寮)	その他	無回答
		持ち家計	自分名義の 持ち家	家族名義の 持ち家	持家								
母子家庭	1,141	27.8	11.2	16.6	—	17.1	5.3	46.0	0.9	0.4	0.9	1.7	
死別	61	62.3	44.3	18.0	—	3.3	1.6	23.0	3.3	—	—	6.6	
離婚	918	25.3	9.0	16.2	—	18.1	5.7	47.9	0.8	0.3	1.0	1.0	
その他の生別	143	30.1	10.5	19.6	—	16.8	4.9	44.1	0.7	—	0.7	2.8	
無回答	19	21.1	15.8	5.3	—	15.8	5.3	42.1	—	5.3	—	10.5	
父子家庭	561	49.7	32.3	17.5	0.4	7.7	6.1	30.1	5.2	...	0.4	0.5	
死別	128	63.3	55.5	7.8	—	4.7	4.7	19.5	7.0	...	—	0.8	
離婚	398	46.2	25.1	21.1	0.3	9.0	6.0	32.9	4.5	...	0.5	0.5	
その他の生別	21	33.3	19.0	14.3	4.8	4.8	9.5	42.9	4.8	...	—	—	
無回答	14	50.0	42.9	7.1	—	—	14.3	28.6	7.1	...	—	—	

6. 生計の状況

(1) 主たる収入源

生計を支える主な収入源は、母子家庭、父子家庭ともに「自分の主な仕事による収入」が最も高く、母子家庭で81.0%、父子家庭で87.5%と大半を占めている。

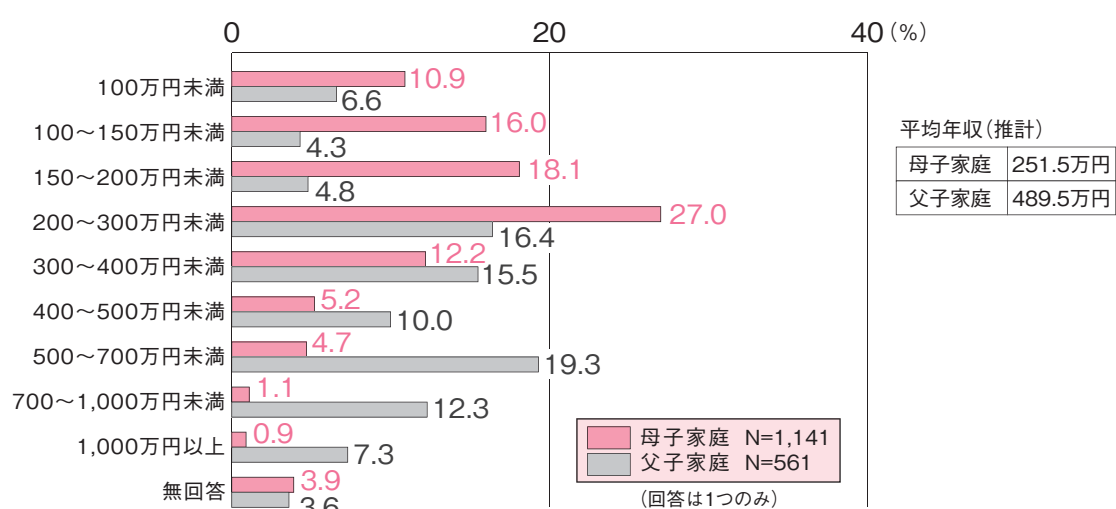
図表Ⅱ-23 主たる収入源

	標本数	自分の主な仕事による収入	子どもや家族の仕事による収入	生活保護	年金(遺族基礎年金など)	慰謝料・養育費など	その他	無回答
母子家庭	1,141	81.0	2.3	8.0	3.6	1.7	3.0	0.5
父子家庭	561	87.5	2.1	4.3	2.7	0.4	2.7	0.4

(2) 世帯の年間税込み収入

世帯の年間税込み収入(児童扶養手当、年金、養育費等を含む)は、母子家庭では「200~300万円未満」が27.0%で最も高く、次いで「150~200万円未満」(18.1%)が続いており、1世帯の平均年収は251.5万円と推計される。父子家庭では「500~700万円未満」が19.3%で最も高く、次いで「200~300万円未満」(16.4%)、「300~400万円未満」(15.5%)が続いている。1世帯の平均年収は489.5万円と推計される。

図表Ⅱ-24 世帯の年間税込み収入



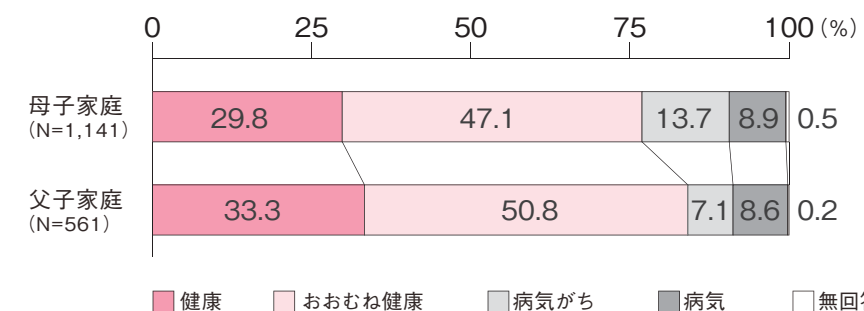
※平均年収(推計)は「100万円未満」は50万円、「100~150万円未満」は125万円など、それぞれ中間値をとり、「1,000万円以上」は1,200万円とし、「収入はない」と無回答を除いた標本数で算出した。

7. 健康状態

(1) 健康状態

母子・父子家庭の母親と父親の健康状態は、「健康」と「おおむね健康」を合わせると、母子家庭で76.9%、父子家庭で84.1%が「健康」と回答している。反対に「病気がち」と「病気」を合わせた割合は母子家庭では22.6%、父子家庭では15.7%となっている。

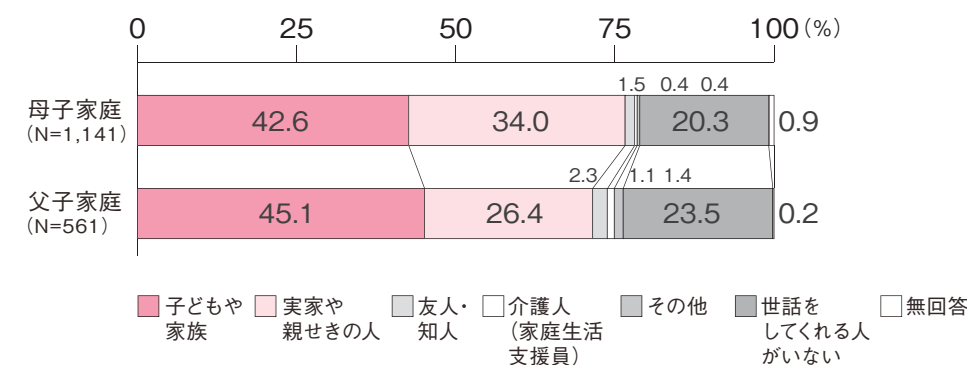
図表Ⅱ-25 健康状態



(2) 母親・父親が病気の時の本人の身の回りの世話

母子・父子家庭の母親と父親が病気の時の本人の身の回りの世話は、母子家庭、父子家庭ともに「子どもや家族」が4割を超えて最も多く、次いで「実家や親せきの人」が母子家庭34.0%、父子家庭26.4%で続いている。一方、「世話をしてくれる人がいない」も母子家庭、父子家庭ともに2割を超えている。

図表Ⅱ-26 母親・父親が病気の時の本人の身の回りの世話

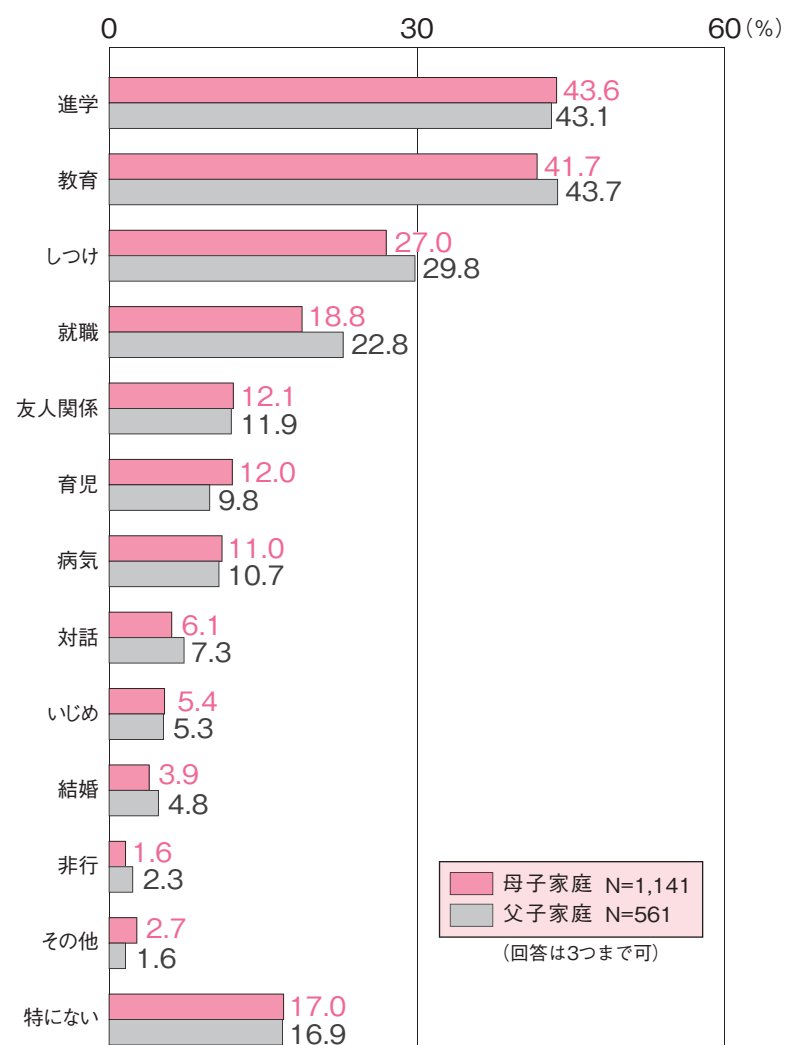


8. 子どもの状況

(1) 子どもについての悩み

子どもについての悩みは、母子家庭では、「進学」(43.6%)、「教育」(41.7%)、「しつけ」(27.0%)が高くなっている。父子家庭でも同じく「教育」(43.7%)、「進学」(43.1%)、「しつけ」(29.8%)が高くなっているが、父子家庭ではこれに「就職」が22.8%と2割を超えて続いている。

図表Ⅱ-27 子どもについての悩み（複数回答）

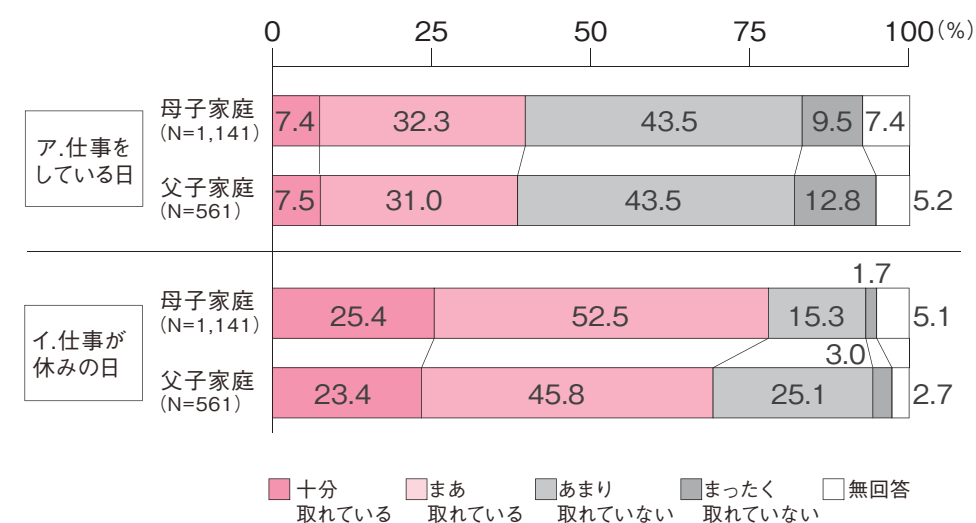


(2) 子どもとの団らんの機会

子どもとの団らんの機会が『取れている』（「十分取れている」「まあ取れている」の合計）割合を、仕事をしている日と仕事が休みの日でみると、仕事をしている日では、母子家庭で39.7%、父子家庭では38.5%となり、仕事が休みの日では、母子家庭で77.9%、父子家庭で69.2%と、仕事の日に比べて『取れている』割合は高くなっている。

仕事が休みの日であっても子どもとの団らんの時間が『取れていない』（「あまり取れていない」「まったく取れていない」の合計）は、母子家庭で17.0%、父子家庭で28.1%となっている。

図表Ⅱ-28 子どもとの団らんの機会

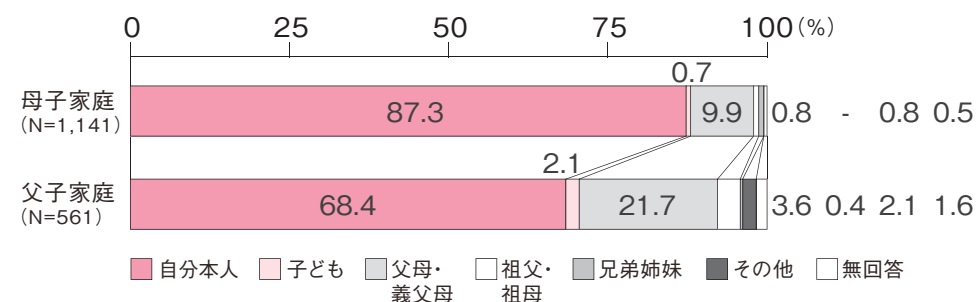


9. 生活状況

(1) 家事を担当している人

日常の炊事、掃除、洗濯などの家事を主に担当している人は、母子家庭では「自分本人」(87.3%)が9割近くを占めているのに対して、父子家庭では「自分本人」が68.4%となっている。父子家庭では「父母・義父母」が21.7%と母子家庭(9.9%)に比べて高くなっている。

図表Ⅱ-29 家事を担当している人

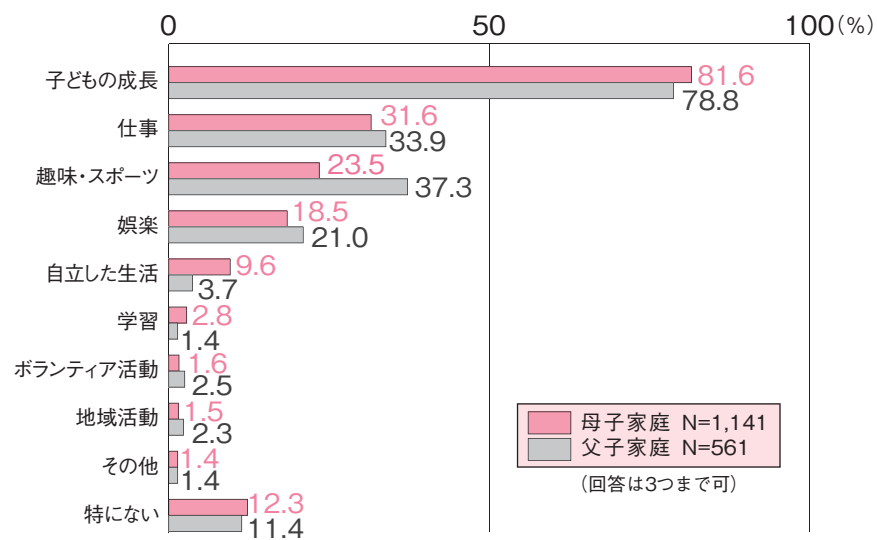


(2) 生きがい

毎日の生活で生きがいを感じることは、母子家庭の母親、父子家庭の父親とも「子どもの成長」が最も高く、母子家庭で81.6%、父子家庭で78.8%となっている。

母子家庭では「仕事」(31.6%)、「趣味・スポーツ」(23.5%)と続き、父子家庭では「趣味・スポーツ」(37.3%)、「仕事」(33.9%)が続いている。

図表Ⅱ-30 生きがいの内容 (複数回答)

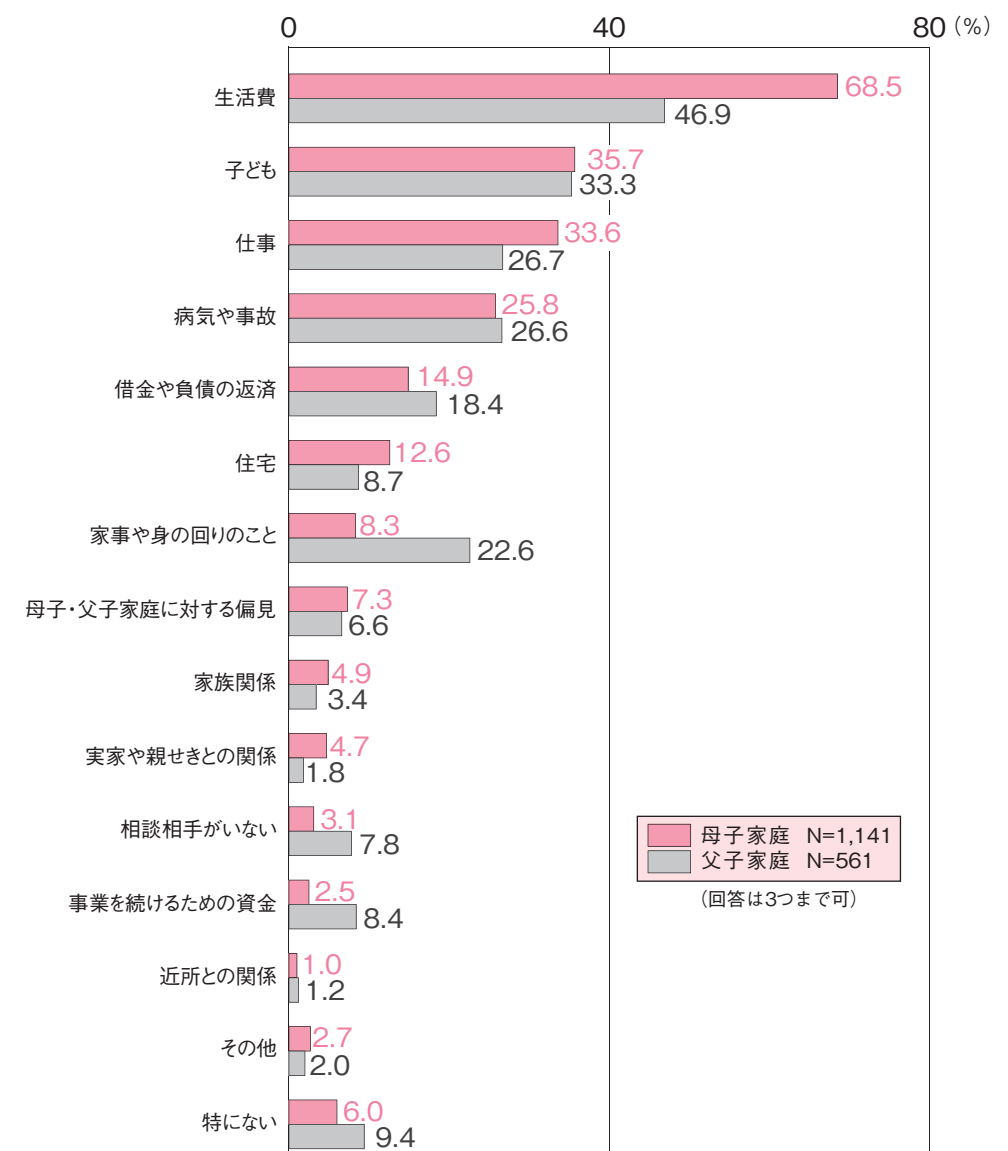


(3) 生活上の不安や悩み

生活上の不安や悩みは、母子家庭の母親、父子家庭の父親ともに「生活費」が最も高く、母子家庭では68.5%、父子家庭では46.9%となっている。次いで、母子家庭では「子ども」(35.7%)、「仕事」(33.6%)の順で高く、父子家庭では「子ども」(33.3%)が高くなっている。

父子家庭では「家事や身の回りのこと」(22.6%)が母子家庭に比べて14.3ポイント高くなっている。

図表Ⅱ-31 生活上の不安や悩み (複数回答)

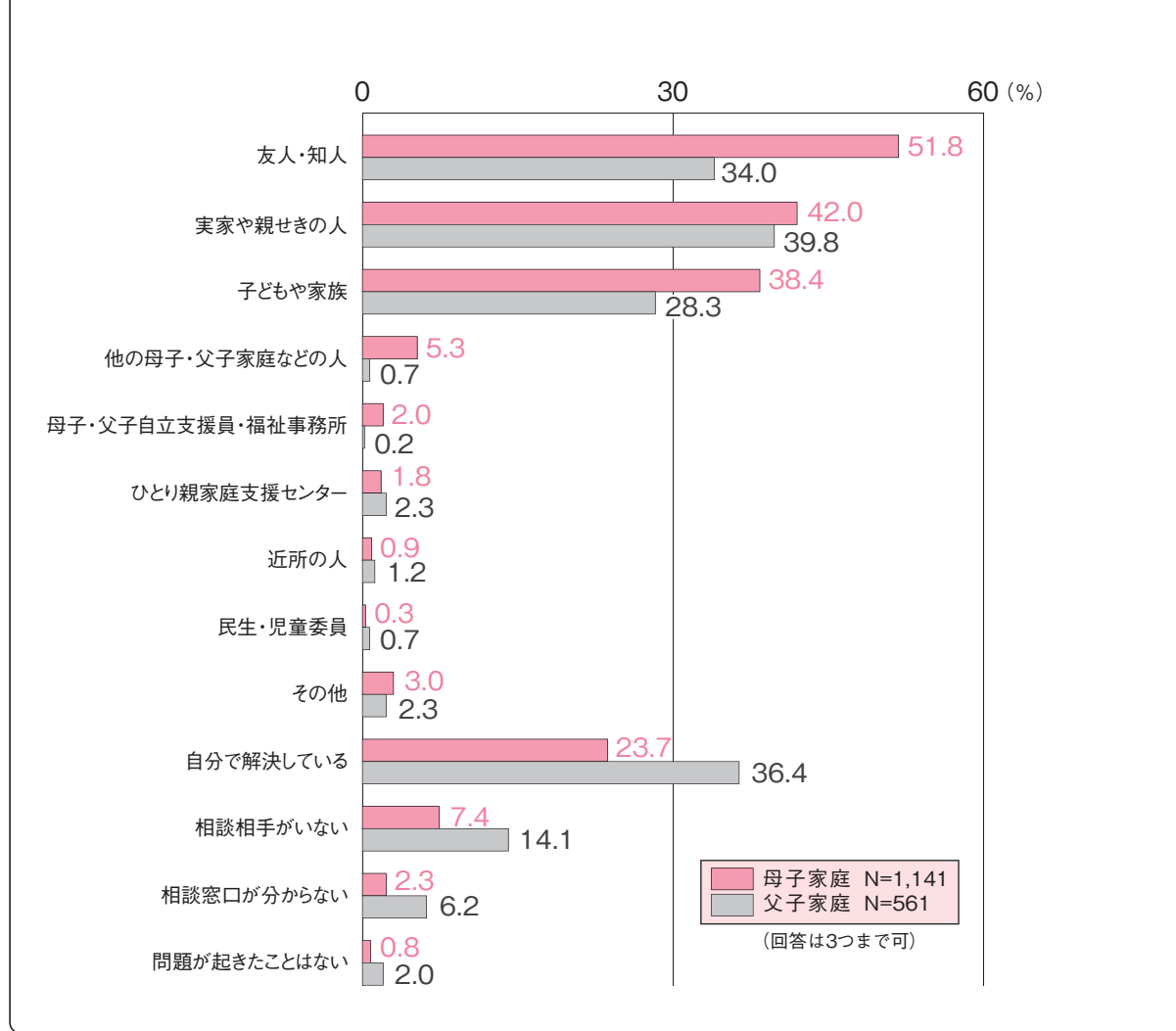


(4) 困った時の相談相手

困った時の相談相手として、母子家庭の母親では「友人・知人」(51.8%)が半数を超えて高く、次いで「実家や親せきの人」(42.0%)や「子どもや家族」(38.4%)となっているが、「自分で解決している」も23.7%となっている。

父子家庭の父親では「実家や親せきの人」が39.8%で最も高く、次いで「友人・知人」(34.0%)が3割を超えて高くなっているが、「自分で解決している」も36.4%となっている。

図表Ⅱ-32 困った時の相談相手（複数回答）



10. 行政機関に対する要望

国や県・市などの行政機関に対して要望したいことは、母子家庭の母親では「年金・手当などを充実する」(58.4%)が最も高く、次いで「医療保障を充実する」(27.3%)、「県営住宅や市営住宅を増やす」(27.1%)、「職業訓練の場や働く機会を増やす」(25.2%)の順で高くなっている。

父子家庭の父親も母子家庭と同様に「年金・手当などを充実する」(52.8%)が最も高く、次いで「医療保障を充実する」(28.3%)、「県営住宅や市営住宅を増やす」(14.3%)が続いている。

図表Ⅱ-33 行政機関に対する要望（複数回答）

